

令和8年度

**宮城県事業復興型雇用創出助成金
(中小企業型)**

制度概要

令和8年度 第1期申請版

目次

【 助成金制度の趣旨 】

東日本大震災で被災した県内の沿岸部において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、県内の沿岸部における復興を支えるため、支給要件を満たす労働者の雇入れに係る3年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む）の一部について、民間事業者等に対し、予算の範囲内において宮城県事業復興型雇用創出助成金を支給するものです。

ページ	目次
3ページ	支給対象事業者
4ページ	「中小企業者等」及び「県内の沿岸部」の説明
5ページ	助成対象労働者
6ページ	不支給及び非該当要件
7ページ	助成金の支給限度額
8ページ	助成対象期間
9ページ	受付期間及び対象となる労働者の雇入日
10ページ	認定変更申請から助成金支給までの基本的な流れ
11ページ	実績報告提出時期等のイメージ図
12ページ	認定変更申請に必要な主な書類
13ページ	申請書の提出先・お問い合わせ先

支給対象事業主

以下の要件を満たす事業主が対象となります。

中小企業型

- 1 中小企業者等（※1）で、県内の沿岸部（※2）に事業所を有すること
- 2 平成23年3月11日から令和9年3月31日までの間に対象産業政策の支援決定（※3）を受けていること
- 3 対象産業政策の支援決定後に、助成対象労働者（※4）を1人以上雇い入れていること
- 4 雇用保険の適用事業の事業主であること
※ただし、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）として資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、雇用保険の適用事業の事業主であることを要さない
- 5 労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況（出勤簿、タイムカード、賃金台帳等）を明らかにする書類を適切に整備、保管していること

※1：P.4参照

※2：P.4参照

※3：県雇用対策課ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」をご確認ください。

※4：P.5参照

- ・本助成金の認定申請（新規）は、令和7年度をもちまして受付を終了しました。
- ・令和8年度は、既に認定を受けた事業所のみ本助成金の対象となります。

助成金上の「中小企業者等」の定義

◆ 中小企業者等に該当する適用条件（みなし大企業を含む）

以下の表において、業種ごとの中小企業者該当理由が「A又はB」のいずれかに該当していれば、本助成金上の中小企業者等に該当します。

主たる業種	中小企業者該当理由	
	A. 資本金の総額又は出資の総額	B. 常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※社会福祉法人、一般社団法人及び医療法人等で、資本金又は出資金を有しない事業主の場合は、上記基準の「常時使用する従業員数」により判断します。

「県内の沿岸部」とは

◆ 「県内の沿岸部」に該当する地域

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、
仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

事業所単位での申請となるため、例えば本社が県外や県内の沿岸部以外に所在している場合でも、事業所が県内の沿岸部に所在する場合は助成対象となり得ます。

助成対象労働者

以下の要件を満たす新規雇用者又は再雇用者（※）が対象となります。

ただし、再雇用者については、新規雇用者 1 人に対して 4 人を限度として、雇入れの早い順に対象となります。

※再雇用者とは：当該雇入日前 3 年間に同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者は、再雇用者として扱います。

中小企業型

- 1 対象産業政策の支援対象となることが決定した日以降に雇い入れた労働者
- 2 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に助成対象事業所において雇い入れた労働者
- 3 ①平成 23 年 3 月 1 日時点で、岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方又は勤務していた方
②採用選考時点で失業状態にある方（新規学卒者を含む） } ①と②のいずれも満たすこと
- 4 「期間の定めのない雇用」または「更新が可能な 1 年以上の有期雇用」の雇用契約で雇い入れた労働者
- 5 雇用保険被保険者として雇い入れた労働者
- 6 社会保険に加入していること（加入義務がある場合）

不支給及び非該当要件

◆ 不支給要件（事業主）

- 1 過去3年間に各種助成金等を不正に受給したことがある事業主
- 2 暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- 3 宮城県税に未納がある事業主
- 4 雇入れから支給を受ける助成対象期間の末日までの間に、対象労働者に支払うべき賃金を支払期日を越えて支払っていない場合

◆ 非該当要件（労働者）

- 1 初めて認定申請された日の属する年度の前年度の4月1日以降に離職（雇用期間の満了を含む。）した期間の定めのない雇用又は更新可能な1年以上の有期雇用であった労働者を再び雇い入れる場合の当該労働者
- 2 初めて認定申請された日の属する年度の前年度の4月1日以降に、助成対象事業所において、労働者を事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めた事実がある場合は、その人数に相当する労働者
- 3 雇入れ等に係る費用が、国費を財源として支給される他の助成金等の支給対象となっている労働者
- 4 平成23年度ふさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定される派遣労働者
- 6 補充労働者を除き、最も雇入れの早い新規雇用者の雇入れから2年を経過した後に雇い入れた労働者

助成金の支給限度額

支給限度額は、対象となる労働者の区分・期間によって異なります。
また、1事業所につき2千万円が上限となります。

対象労働者1人あたりの支給限度額

助成対象労働者の区分		支給限度額			
		総額 (3年間)	第1期	第2期	第3期
対象産業政策リスト1に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者				
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者				
対象産業政策リスト2に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者	96万円	40万円	32万円	24万円
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者	48万円	20万円	16万円	12万円

フルタイム労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者

短時間労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べ短い労働者

再雇用者

P.5参照。

新規雇用者

再雇用者以外の労働者

助成対象期間



○助成対象期間 ⇒ 当該労働者の雇入日から最長3年間

※ただし、3年を経過する日が令和12年3月31日より後の場合は、令和12年3月31日まで

○助成対象期間中、対象労働者に離職や助成対象事業所以外の事業所への配置転換などがあった場合は、当該離職日等までを助成対象期間とします。この場合、離職等した日までの日数で日割り計算し、支給します。

$$\text{対象年度の支給限度額} \times \frac{\text{雇用期間（日数）}}{\text{対象年度の暦日数}} = \text{支給額}$$

受付期間及び対象となる労働者の雇入日

令和8年度の事業復興型雇用創出助成金（雇入費）の受付は、以下のとおりの日程及び条件で行います。

令和8年度受付期間		対象となる労働者の雇入日
第1期受付	令和8年6月8日（月）から 令和8年7月7日（火）まで（※1）	令和8年1月1日から令和8年6月20日までの間に 雇い入れた労働者（※2）
第2期受付	令和8年12月7日（月）から 令和9年1月18日（月）まで（※1）	令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に 雇い入れた労働者（※2、3）

※1 郵送で申請する場合、消印日が申請日となります。受付期間最終日の消印まで有効です。

※2 申請日時点で助成対象事業所に所属していない労働者については、対象外となります。

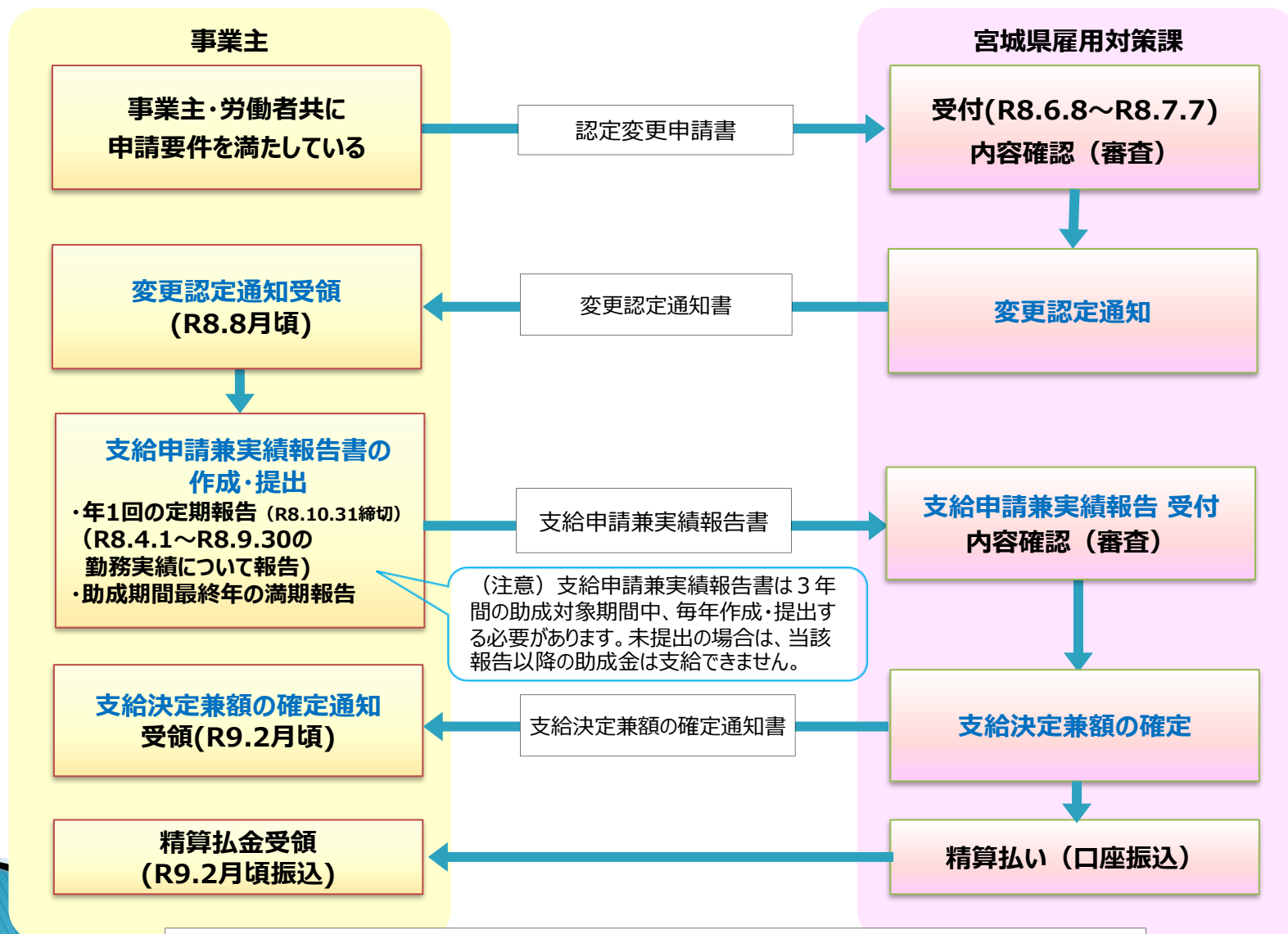
※3 令和8年1月1日から令和8年6月20日までの間に雇い入れた労働者を第2期で申請した場合、原則として、「雇入日」から「申請日の2か月前の日の前日」までの期間の助成金が日割りで減額となります。

【例：R8.4.1に雇い入れた労働者をR8.12.11に申請した場合】



認定変更申請から助成金支給までの基本的な流れ

(例) <令和8年4月1日に雇い入れた場合>

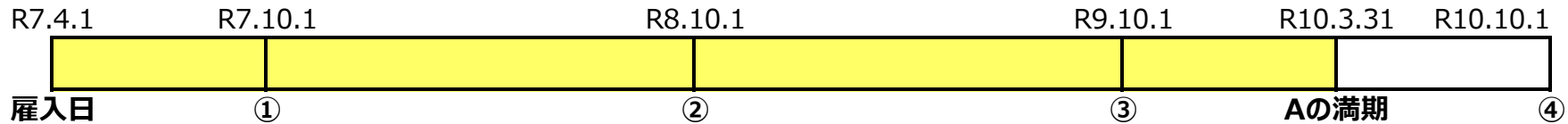


※受付期間及び支給申請兼実績報告書の提出締切日以外の時期については、あくまでも目安となります。

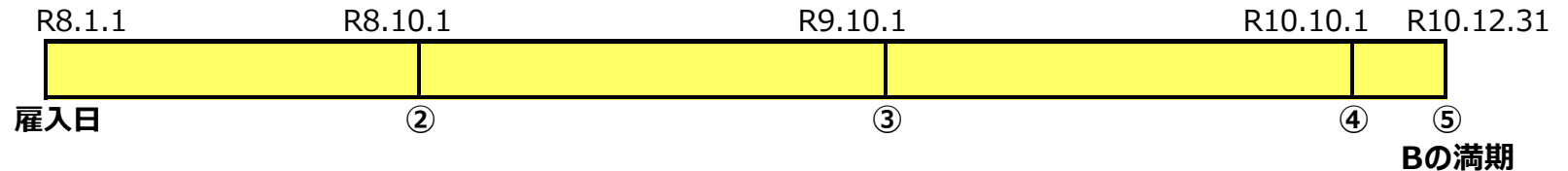
実績報告提出時期等のイメージ図

(例) <労働者が2人いる事業所の場合>

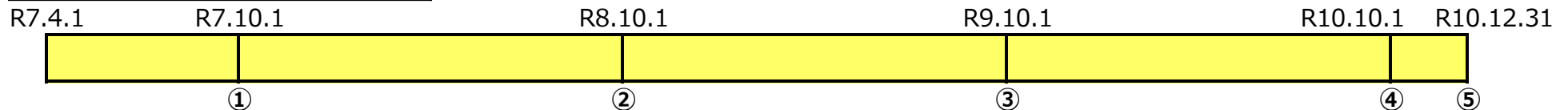
労働者A 雇入日：令和7年4月1日 助成対象期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで



労働者B 雇入日：令和8年1月1日 助成対象期間：令和8年1月1日から令和10年12月31日まで



事業所としての実績報告の時期



【上記例の解説】

- ・毎年10月に4回（①から④）
 - ・全ての労働者が満期を迎えた際に1回（⑤）
- ★計5回提出が必要な例です

認定変更申請に必要な主な書類

提出が必要な資料の具体的な内容は、「提出書類説明資料（変更申請）」でご確認ください。

中小企業型

- | | |
|------|---|
| (1) | 事業計画認定変更（廃止）申請書 |
| (2) | 事業計画書 |
| (3) | 対象労働者一覧 |
| (4) | 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書） |
| (5) | 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し（事業主通知用） |
| (6) | 対象労働者の氏名・生年月日及びH23.3.11時点の住所又は勤務場所の確認書類 |
| (7) | 職務経歴等確認書 |
| (8) | 社会保険被保険者資格取得を証する書類 |
| (9) | 雇用契約書又は労働条件通知書等の写し |
| (10) | 就業規則の写し |

申請書等の提出先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用創出支援班 宛

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル2階

※郵送での申請の場合、受付期間最終日の消印まで有効です。

※簡易書留など送付記録を確認できる方法で送付してください。

※受付期間内に余裕をもってご提出ください。

今年度から、オンライン申請が可能になりました。ホームページに申請フォームのURL等がありますので、御確認ください。

(オンライン申請の場合も、一部郵送で原本を提出いただく書類があります。)

なお、従来どおりの郵送による申請も受け付けております。

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用創出支援班

TEL : 022-797-4661

<受付時間 : 平日 (12月29日から1月3日を除く) 8時30分から17時15分まで>